

子ども預かり・送迎等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、児童を養育する者（以下「保護者」という。）が、児童の一時的な預かりや保育施設等への送迎等にかかる支援（以下「預かり・送迎等支援」という。）を必要とする場合において、区がこれを支援することにより、保護者の不安や心身の負担の軽減と、児童及び保護者的心身の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(利用者)

第2条 預かり・送迎等支援を利用できる者（以下「利用者」という。）は、生活の本拠が足立区内にあり、かつ、12歳以下（ただし中学生は除く。）の児童と同居して現に同児童を養育する者（第3条3号アに規定する支援の利用者は3歳未満の児童と同居して現に同児童を養育する者に限る。第3条3号イに規定する支援の利用者は2歳未満の児童と同居して現に同児童を養育する者に限る。）とする。ただし、足立区長（以下「区長」という。）が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(預かり・送迎等支援の内容)

第3条 預かり・送迎等支援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 預かり支援： 保護者不在時の保護者宅又は子育てホームサポーター宅における児童の一時的な預かり
- (2) 送迎支援： 保護者不在時の児童の保育施設等への送迎
- (3) 児童身の回り支援：
 - ア 育児補助： 保護者が保護者宅において3歳未満の児童の沐浴や授乳、おむつ交換、保護者が用意した食事の提供等をする際の当該保護者の補助
 - イ 家事補助： 保護者が保護者宅において、保護者が2歳未満の児童の養育のために行う掃除、洗濯、簡単な調理、整理・整頓などの家事の補助
- (4) 外出補助支援： 保護者が児童又は保護者の健康診査又は予防接種の目的で保護者宅又は保育施設等から区内の医療機関又は保健センター（ただし、近隣区の医療機関で出産した等の事情により、区外の医療機関又は保健センターを受診する必要があると区長が認めた場合は当該医療機関又は保健センター）へ赴き、健康診査又は予防接種を受け、保護者宅又は保育施設等へ戻るまでの間の、保護者への同行並びに児童の見守り及び前号所定の保護者の補助
- (5) 前4号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

(子育てホームサポーター)

- 第4条 子育てホームサポーターとは、区が実施する子育てホームサポーター養成講座を修了し、区長の認定を受けた者をいい、前条各号に掲げる支援業務を行う。
- 2 子育てホームサポーターは、自身及び親族の子を預かり・送迎等支援してはならない。
 - 3 子育てホームサポーターは、区長に対し子育てホームサポーターの認定の取消しを求めることができる。
 - 4 区長は、預かり・送迎等支援を行うに当たりその能力及び資質が不十分又は不相当と認

めたときは、第1項の認定をせず、あるいはその認定を取り消すことができる。

(預かり・送迎等支援に係る業務の実施)

第5条 区長は、預かり・送迎等支援に係る事業を実施し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 子育てホームサポーターの登録及び管理
- (2) 利用者の登録及び管理
- (3) 利用者からの申込みに基づく子育てホームサポーターの手配及び預かり・送迎等支援
- (4) 子育てホームサポーターに対する預かり・送迎等支援に関する研修及び指導
- (5) 前各号に掲げる業務のほか、預かり・送迎等支援に必要な業務

(利用日及び時間)

第6条 預かり・送迎等支援を利用できる日は、年末年始(12月29日から1月3日まで)

及び区長が指定する日を除く全日とする。

2 預かり・送迎等支援を利用できる時間は、午前6時から午後10時までとする。

3 前項にかかわらず、外出補助支援の1日あたりの利用可能時間は4時間以内とする。

(預かり・送迎等支援の利用登録等)

第7条 利用者は、預かり・送迎等支援の別に定める登録申込書によって申請を行い、利用者登録を受けなければならない。

2 前項に定める登録の有効期間は、登録月の末日から1年間とする。

3 区長は、次条の利用者登録の決定をしたときは、申請者から別表に定める範囲内の金額で登録料を徴収することができる。ただし、保護者が裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第37条の決定に基づき裁判員として裁判に参加するため、預かり・送迎等支援のうち第3条第1号の利用のために利用者登録をする場合には、登録料は徴収しない。

(利用者登録の決定)

第8条 区長は、前条第1項による利用登録の申請があり、申請者の自宅を訪問して居住実態等を確認し、第2条の要件を満たすと認めるときは、利用者登録の決定をする。

(サポーター手配)

第9条 区長は、登録した利用者から預かり・送迎等支援の依頼があった場合には、支援内容を確認し、子育てホームサポーターの手配を行う。

(実費の徴収)

第10条 区長は、預かり・送迎等支援を行ったときは、利用者から別表に定める範囲内の金額を実費として徴収することができる。ただし、第7条第3項ただし書の利用者登録に基づき第3条第1号の預かり・送迎等支援を利用する場合には、同実費は徴収しない。

2 前項ただし書の場合において、同実費に相当する額は区が負担する。

3 第1項のほか、区長は、預かり・送迎等支援に要する交通費その他の経費については、利用者から別途徴収することができる。

(預かり・送迎等支援の利用の不承認)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、預かり・送迎等支援を行わない。

- (1) 預かり・送迎等支援を利用しようとする保護者又はその児童が、子育てホームサポーターに感染する恐れのある感染性疾患有する場合
- (2) 児童の疾病、体調不良その他の理由により預かり・送迎等支援を実施することが困難と認められる場合
- (3) 利用申請が利用日直前であること等により子育てホームサポーターが確保できない場合
- (4) 第3条に規定する預かり・送迎等支援以外の要望があった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が預かり・送迎等支援を行うことが困難と判断した場合

(報告)

第12条 子育てホームサポーターは、預かり・送迎等支援を行った日ごとに別に定める活動報告書に記録し、速やかに区長に報告する。

(報酬)

第13条 区長は、預かり・送迎等支援への従事実績に応じて、子育てホームサポーターに報酬を支払うことができる。

(個人情報の保護)

第14条 子育てホームサポーターは、業務上知り得た情報を預かり・送迎等支援業務遂行以外の目的で加工、利用、複写又は複製してはならず、また、他に開示し又は漏えいしてはならない。子育てホームサポーターの登録を抹消した後も同様とする。

(業務の委託)

第15条 第5条各号に規定する業務は、その全部又は一部を次項の登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)に委託することができる。

- 2 前項の委託は、委託事業を適切に遂行する業務管理体制、子育てホームサポーター管理体制及び個人情報保護体制を備え、第5条各号に規定する業務を適切に遂行するために必要な組織・人員体制及び運営能力を有するものとして、子ども預かり・送迎等支援事業者の登録等に関する要綱第2条の登録を受けた事業者に限り受託することができる。
- 3 登録事業者は、預かり・送迎等支援中の事故等に対応するため、自らの負担で損害賠償保険又は傷害保険等を付保しなければならない。
- 4 登録事業者は、当該登録事業者に登録する子育てホームサポーターに対し、当該事業者の代表者その他の役員・理事、従業員及び当該登録事業者に登録する子育てホームサポーター並びにこれらの親族の子の預かり・送迎等支援をさせてはならない。
- 5 その他受託事業を実施するに当たり必要な事項は、別途仕様書で定めるところによるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則 (21足子家発第391号 平成22年3月31日 こども家庭部長決定)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (23足教子家発第76号 平成23年4月1日 こども家庭部長決定)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（23足教子家発第480号 平成24年3月29日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（27足教子援発第1408号 平成28年3月31日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（28足教ここ発第1391号 平成29年3月31日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（29足教ここ発第1025号 平成29年12月8日 区長決定）
この要綱は、平成29年12月8日から施行する。

付 則（29足教ここ発第1029号 平成29年12月8日 区長決定）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（2足教ここ発第2660号 令和3年3月16日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（5足教ここ発第1254号 令和5年10月20日 子ども家庭部長決定）
この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表

子ども預かり・送迎等支援事業実施要綱第7条第3項本文の登録料及び第10条1項本文の実費の額を次のとおり定める。

1 登録料

利用者が支払う年間登録料は、一家庭につき2,400円とする。

2 利用料

利用者が支払う利用料は、次のとおりとする。

(1) 基準額（児童1人、1時間当たり）

| | 平　日 | 土曜・日曜・祝日・休日 |
|---------------------------|------|-------------|
| 午前8時から午後6時 | 500円 | 800円 |
| 午前6時から午前8時 午後6時から午後10時 | 800円 | 800円 |

- (2) 2人以上の児童が利用する場合、1人の子育てホームサポーターで支援が可能なときは、1時間800円とする。
- (3) 利用開始時刻前72時間以内のキャンセルは、1時間分の利用料を徴収することができる。
- (4) 子育てホームサポーター到着後のキャンセル及び時間短縮については、未実施の時間分の利用料全額をキャンセル料金として徴収することができる。
- (5) 第3条各号所定の複数の支援を連続して利用する場合において、各支援につきそれぞれ別の子育てホームサポーターを手配したときは、前各号の利用料及びキャンセル料は、手配した子育てホームサポーターごとにそれぞれ算定し、徴収するものとする。
- (6) 第7条第3項ただし書の利用者登録に基づき第3条第1号の預かり・送迎等支援を利用する場合には、(3)及び(4)のキャンセル料に相当する額は区が負担する。